

留萌市住宅改修促進助成事業のお知らせ

住宅改修促進助成事業とは、所有者が現に居住している住宅を、市内の登録施工業者を利用して改修した場合に、その経費の一部を助成するものです。

受付

令和3年4月15日（木）午後1時から開始します。

登録施工業者

市の制度に基づき資格登録を受けた、市内に本店を有する法人・個人の施工業者に限ります。
※登録施工業者は、市経済港湾課又は市ホームページでご確認ください。

対象住宅

自己が所有し、現在居住している住宅が対象となります。
※併用住宅（個人名義のみ・会社名義は対象外）の場合は、居住部分が対象となります。

対象工事

工事対象経費が100万円以上（消費税及び地方消費税を含む）で、補助金交付決定通知後（着工）から令和4年3月31日までに、工事費用の支払いも含めて完了する工事。

- ①住宅の増築及び改築工事
- ②壁紙の張り替え、外壁の塗り替え、屋根のふき替えなどの工事
- ③便所、台所、風呂などの水回りの工事（水洗便所等改造資金の融資を受けた工事部分は対象外）
- ④間取りの変更、床などのバリアフリー化の工事（障害者総合支援法などに基づき助成を受けることの出来る工事は除く）

【注意】

- ・ 工事着工は、補助金交付決定通知を受け取ってからとなります。
- ・ 交付決定前に着手又は完了している改修工事は助成の対象になりません。
- ・ 上記①から④に該当し、請負契約により着工される工事が対象となります。

対象とならない工事

- ①新築工事
- ②塀・門扉・ロードヒーティングなどの外構工事
- ③家具・家電製品などの持ち運び可能な物品の購入費
- ④その他（産業廃棄物運搬処理費など）



申込み対象者

下記の要件を全て満たしている方が対象となります。(同一住宅は、申込みは一回限り)

- ① 本市に住所を有している方
- ② 改修工事を行う住宅の所有者であって、かつ、その住宅に現に居住している方
- ③ ①、②の要件を満たす方で市税、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料、上下水道使用料及び下水道受益者負担金及び市有地の貸付料を滞納していない方（市の土地を借りている場合に限る。転貸地も同じ）

【注意】

工事を受けようとする住宅、補助金を受けようとする方が過去に住宅リフォーム助成事業（平成19～20年度、平成23～令和2年度事業）で助成を受けている場合には対象となりません。



助成金額

上限20万円（ただし、改修工事の内容によっては減額となる場合があります）



申請書提出時に添付する書類等

申請には、申請書・同意書のほか次の書類が必要となります。

- ①滞納なし証明（滞納がないことの証明。共有物件の場合は該当する証明全て）
- ②工事を行う住宅の所有者が確認できる書類（固定資産税納税通知書または登記済権利書や登記簿謄本）
- ③図面（位置図、配置図、施工前・後の図面）
- ④工事見積書（詳細なもの）
- ⑤住宅改修前の写真
- ⑥改修工事に係る契約書の写し
- ⑦住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）・印鑑が必要です。



着工前・施工中・完了後検査

この事業を円滑かつ適正に進めるため、市職員が実際に現場（工事前・工事中・完成後）を確認します。



注意

- ・この事業による助成予定件数は30件です。予定件数に達した場合には終了とします。
- ・申請時に書類の添付もれがある場合には受理できません。

申請場所 & 問い合わせ先

この事業に関するお問い合わせは、留萌市地域振興部経済港湾課まで。

電話 42-1840 / FAX 42-4273